

令和7年度環境教育企画・実施業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和7年7月

鳥取県境港市

1. 目的

将来を担う子どもたちに地球温暖化対策や、再生可能エネルギーについて「自分事」として学ぶ機会を設け、将来的に地域全体における再生可能エネルギー転換の取り組み推進、理解促進に繋げていくことを目的とした公募型プロポーザルを実施する。本プロポーザルでは、提案内容や、知識、技術、実績及び企画力等を総合的に評価し、優先交渉者として選定する。

2. 概要

(1) 名 称

令和7年度環境教育企画・実施業務

(2) 内 容

令和7年度環境教育企画・実施業務仕様書のとおり

(3) 事業期間

契約締結日から令和8年2月13日(金)まで

(4) 提案上限額

1,900,000円(消費税額及び地方消費税額を含まない。)

3. 参加資格要件

参加者は、公告日において、次に掲げる要件を全て満たす事業者とする。なお、最優秀提案者の決定までの間に、次に掲げる要件を一つでも満たさなくなった場合は、参加資格を取り消すものとする。

ア 小学生を対象とした再生可能エネルギー及びプログラミングに関する教室の実績(元請の場合に限る。)があること。

イ 鳥取県内または島根県内に本社、本店又は支店(営業所)があること。

ウ 境港市から指名停止の措置を受けていないこと。

エ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

オ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

カ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)もしくは暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)の利益につながる活動を行わない者またはこれらと密接な関係を有する者でないこと。

キ 市税の滞納がないこと。

4. スケジュール

- | | |
|---------------|------------------|
| (1) 公募開始(公告日) | 令和7年7月3日(木) |
| (2) 質疑書提出期限 | 令和7年7月9日(水)午後5時 |
| (3) 質疑回答 | 令和7年7月10日(木)※予定 |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和7年7月11日(金)午後5時 |

- | | |
|-----------------|-----------------|
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和7年7月15日(火)※予定 |
| (6) 企画提案書提出期限 | 令和7年7月16日(水)正午 |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和7年7月22日(火) |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年7月24日(木)※予定 |

5. 担当部署(問い合わせ及び書類提出先)

〒684-0041 鳥取県境港市中野町 2080 番地

境港市環境・ごみ対策課 電話:0859-42-3803 FAX:0859-44-0960

電子メール:kankyo@city.sakaiminato.lg.jp

※FAXまたは電子メールで送信した場合は、電話で受信確認を行うこと。

6. 参加申込の手続き

(1) 提出書類

ア 参加申込書【様式第1号】

イ 会社概要書【様式第2号】

ウ 事業実績書【様式第3号】

(2) 提出方法

持参または郵送(いずれの方法でも提出期限内必着とする。) 郵送の場合は、参加申込書等が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら確認できる方法で郵送すること。

(3) 提出期限

令和7年7月11日(金)午後5時

(4) 参加資格確認

参加資格の確認結果について、令和7年7月15日(火)までに通知する。

(5) 辞退届

参加申込書を提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届【様式第4号】を提出すること。

7. 質疑回答

(1) 提出書類 質疑書【様式第5号】

(2) 提出方法 電子メール

質疑書が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら市に問い合わせ確認すること。

(3) 提出期限

令和7年7月9日(水)午後5時

(4) 質疑に対する回答方法

令和7年7月10日(木)までに、市ホームページ上で回答する。また、回答においては、質疑者名は公表せず、意見表明等本件の趣旨からかけ離れているものへの回答はしない。

8. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び数量

ア 企画提案書

正本1部、副本5部を提出すること。なお、提出書類は、電子媒体（CD-R等）でも1部提出すること。企画提案書表紙【様式第6号】は、正本のみ添付する。

※副本には、「企画提案書表紙【様式第6号】」の添付は不要とする。

※副本は、審査に用いるため、社名、所在地等、提案者が判別できるような記述は行わないこと。

※提案書は A4 版（必要に応じ A3 版の三つ折りの使用可）とする。行・文字・文字間隔・図表の使用・枠組み等の様式は自由とする。

※頁数 表紙を含まず 30 頁以内（A3 版は 2 頁分とみなす）

【企画提案書記載項目】

- ①「9. 審査方法等－(4) 審査」の審査項目に係る内容
- ②スケジュール
- ③その他 追加提案、アピールすべき提案等

イ 提案見積書【様式第7号】《1部》 ※必要に応じて見積金額の内訳書を添付すること。

(2) 提出方法

持参または郵送（いずれの方法でも提出期限内必着とする。） 郵送の場合は、企画提案書等が到達したかについて、市からの連絡は行わないので、自ら確認できる方法で郵送すること。

(3) 提出期限

令和7年7月16日（水）正午

9. 審査方法等

プレゼンテーション審査

(1) 開催日時 令和7年7月22日（火）※時間については、別途連絡する。

(2) 開催方法 対面形式とする。※詳細については、別途連絡する。

(3) プレゼンテーション 提案書の内容を具体的に説明することを主とし、必要に応じて補足説明をする。プレゼンテーション時間は1社あたり20分（準備、説明）以内とし、質疑応答の時間は10分程度とする。

(4) 審査 令和7年度環境教育企画・実施業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、次に示す審査項目により審査を行い、総合的に最も優れた提案者（最優秀提案者）を選定する。なお、審査委員会は非公開とする。

【審査項目】(合計100点) ※審査委員会で評価された評価点について、審査の平均点が65点以上の評価点であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。

<項目> 審査の視点

基本的事項 (10点) 要求仕様の理解(学習要領を理解し、学習要領に沿った提案・実施内容となっていること)

実績 (20点) 業務実績の件数、内容

実施方法 (40点) 目的を達成するための方法

実施体制 (20点) 学校との円滑なコミュニケーション、実施体制

見積金額 (10点) $\text{評価点} = \text{配点} \times (\text{全提案者の最低見積金額} / \text{提案者の見積金額})$

※審査した結果、同点となった場合、実施方法に関する項目の評価点が高い方を最優秀提案者とする。

(5) プレゼンテーション審査は申込件数が1件であっても実施する。

10. 契約締結の交渉及び契約締結

ア 選定された最優秀提案者と契約締結の交渉を行う。この交渉が不調となった場合は、審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

イ 契約締結の交渉における内容、経費等については、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、改めて協議するものとする。

11. 失格

次に掲げるもののうち、いずれかに該当した場合には、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 「3. 参加資格要件」を満たさなくなった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があったと境港市が認める場合

12. その他

(1) 本プロポーザルの参加に要する一切の経費については参加者負担とする。

(2) 境港市が提供する資料等は、本プロポーザルへの参加に係る目的以外に使用できず、また、本プロポーザル参加者は参加にあたって知り得た情報を、第三者に漏洩してはならない。

(3) 提出された提案書等については、本プロポーザルの目的以外に、提出者に無断で使用しない。

(4) 提出された提案書等は返還しない。

(5) 提出された提案書等は、令和7年度環境教育企画・実施業務委託事業者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は認めない。

(6) 審査の過程内容については一切公開しない。また、審査結果に対しての異議申し立てについても受け付けない